

## 調査項目 ②「都市公園における社会福祉施設等導入の留意点及び子育て支援施設のあり方」に関する調査研究

調査年次 平成29年度（9次調査）

### 目的

平成27年から特区法に基づき都市公園内に保育所も占有物件として許可・設置できるようになり、全国18箇所が認定されている。こうした状況を受け、国は都市公園法の改正により保育所等の通所型社会福祉施設を占有対象に追加した。本調査は、このような背景のもと今後都市公園内の通所型社会福祉施設の占有が進展すると思われることから、これらの施設の占有許可をするにあたり、公園機能の確保について検討・調査を実施するとともに、公園施設として設置が可能な「子育て支援施設」の設置要望もあるため、都市公園にふさわしい子育て支援のあり方についても検討することを目的とした。

### 概要

以下の内容について調査を行った。

- ①各都市への取り組み状況の把握
- ②特区実施事例の把握
- ③公園施設として設置された子育て支援施設事例の把握
- ④事業実施上の留意点に係る考察

### 結果

- ①保育所及び子育て支援施設等について設置検討の有無、緑豊かな公共空間としての根幹を維持するための要請への考え方、公園管理面からの検討要件・課題などを把握した。
- ②特区により都市公園内に整備された保育所の規模、事業手法、団体の要望、課題などを把握した。
- ③これまでに都市公園内に整備された子育て支援施設の公園施設としての位置づけ、規模、事業手法等の実施内容などについて把握した。
- ④通所型社会福祉施設の占有を許可できる可能性のある都市公園の条件、ハード面とソフト面における留意点について考察した。また、子育て支援施設を導入する場合の施設の整理、規模、機能、立地特性、望ましいソフト運営手法について考察した。

### 課題

都市公園に保育所等を設置するにあたっては、元々有する公園機能を低下あるいは大きく阻害することなく、また、都市公園法への適合はもちろん、既存の埋設物との関係や建築基準法のクリアなど関連する施設や法規制などへ対応する必要がある。

子育て支援施設については、全ての事例から「屋外の遊び場」に加えて「屋内の遊び場」を提供していた。更に、福祉や教育部門の担当部署と連携することで、子育て支援のメニューを充実させる都市公園としての展開がみられた。

### 調査結果の反映等

#### キーワード

占有許可、保育所、社会福祉施設、子育て支援施設

#### 事例公園等

東京都「汐入公園」、東京都「代々木公園」、豊中市「羽鷹池公園」、西宮市「久保公園」、新潟市「寺山公園」、長岡市「千秋が原南公園」